

令和7年12月19日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

| 一連 番号 | 件名 | 納入(履行) 場所 | 納期 (履行期限) | 見積り依頼書 公表 | 見積り書 提出期限 | 見積り合わせ の日時 | 防衛省競争 参加資格 | 備考 |
|----------|----------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------|
| 1 | 富山(7)屋外蒸気配管ボール ユニット交換役務 | 富山駐屯地 | 8.1.30 | 7.12.19 | 8.1.8 13時00分 | 8.1.8 13時30分 | 無 | 総品目 総額決定 |
| 2 | 富山(7)生活隊舎機械室蒸気 配管交換役務 | 富山駐屯地 | 8.1.30 | 7.12.19 | 8.1.8 13時00分 | 8.1.8 13時30分 | 無 | 総品目 総額決定 |
| 3 | 富山(7)駐屯地絶縁不良箇所 調査 | 富山駐屯地 | 8.1.30 | 7.12.19 | 8.1.8 13時00分 | 8.1.8 13時30分 | 無 | 総品目 総額決定 |
| 4 | 道路運送車両法適用車両外注 整備 | 富山駐屯地 | 8.1.30 | 7.12.19 | 8.1.8 13時00分 | 8.1.8 13時30分 | 無 | 総品目 総額決定 |

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒939-1338

住所：富山県砺波市鷹栖出935

契約機関名(担当)：陸上自衛隊富山駐屯地 第336会計隊富山派遣隊 (柁木(まさき))

電話番号(内線)：0763-33-2392(347) FAX番号：電話番号と同番号

調達要求番号：57CLIA10078

| 陸上自衛隊仕様書 | | |
|-----------------|--------|-------------|
| 物品番号 | | 仕様書番号 |
| 道路運送車両法適用車両外注整備 | | GW-D901701D |
| | 防衛大臣承認 | 年 月 日 |
| | 作成 | 令和7年12月4日 |
| | 変更 | 令和 年 月 日 |
| | 作成部隊等名 | 陸上自衛隊富山駐屯地 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する道路運送車両法適用車両（以下、“車両”という。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002による。

1.2.1

修理書等

当該車両に適用する仕様書、製造者が車両の整備を目的として作成した取扱説明書等、修理書、整備手帳、部品表及び“道路運送車両の保安基準”において、整備作業の基準となるものをいう。

1.2.2

標準・標準外作業方式

この仕様書で規定する“自動車点検基準”等に基づき行う作業及び調達要領指定書に指定した作業を標準（確定）作業として実施し、これ以外の作業を標準外（追加）作業として実施することをいう。

1.2.3

定期点検整備

“自動車点検基準”の自動車定期点検基準に基づき車両を点検・検査し、点検の結果必要な整備を行うことをいう。

1.2.4

継続検査整備

“自動車点検基準”の自動車定期点検基準に基づく点検及び“道路運送車両法施行規則”による検査を行うとともに、点検・検査し、点検の結果必要な整備を行うことをいう。

1.2.5

臨時整備

定期点検整備・継続検査整備以外の整備をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) **法令等**

- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

2 契約の相手方の条件

契約の相手方の条件は、次のいずれかによる。

- a) 指定自動車整備事業の指定を受けた業者
- b) 自動車分解整備事業の認証又は認定を受けた業者
- c) 自動車特定整備事業の認証を受けた業者

3 整備に関する要求

3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

3.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、次のとおりとし、整備内容は、調達要領指定書によって指定する。

- a) 定期点検整備
- b) 継続検査整備
- c) 臨時整備

3.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3c)に示す“標準・標準外作業方式”とし、標準作業は、調達要領指定書によって指定するほか、表1による。

3.4 整備対象品

整備対象品は、調達要領指定書によって指定する。

3.5 使用部品・材料

使用部品及び材料は、次による。

- a) 整備作業に必要な部品及び材料（以下，“部品等”という。）は、官給を調達要領指定書によって指定されたものを除き、契約の相手方で準備する。
- b) 部品等の規格及び活用
 - 1) 部品等の使用は、製造者の純正品及び日本産業規格適合品を標準とする。
 - 2) 修理に際し修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部品等を他の組部品の修理に流用することが可能な場合は、契約担当官等（以下，“担当官”という。）の指示を受け、できるだけこれらの部品を活用する。

3.6 部品等の返納

交換した旧部品等は、返納書（官側様式）を作成の上、返納する。

3.7 要求性能

車両の修復後の性能は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、修理書等による。

3.8 標準外作業の承認

標準外作業を実施する場合は、事前に担当官の承認を受ける。

3.9 品質管理

品質管理は、次による。

- a) 点検・検査に使用する計測器及び検査用機器は、定期的に校正され、規定の性能が維持されていなければならない。
- b) 社内点検記録は、確実に保管されていなければならない。

4 品質保証

監督及び検査は、担当官が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 官給品

官給品がある場合は、調達要領指定書による。

なお、官給に関する必要事項は、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.2 継続検査手続

継続検査に必要な手続等は、全て契約の相手方の負担によって行う。ただし、納税証明書、自動車重量税（印紙）及び自動車損害賠償責任保険保証書は、担当官で準備する。

5.3 車両の授受の場所

車両の授受の場所は、契約の相手方の営業所等とする。

5.4 提出書類

提出書類の種類、部数及び提出時期は、担当官の定めるところによる。

5.5 保証

保証は、次による。

- a) 車両の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任は、契約の相手方の責任とする。
- b) 整備完成車の引渡し後、整備の不備に基づく故障が生じた場合、契約の相手方は、再整備の責を負うこととする。ただし、その判定に当たっては、双方立会いの上、決定する。

5.6 技術資料

契約の相手方は、検査その他の必要な技術資料を、官側の要求により開示しなければならない。

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－標準作業表

| 工程 | | 作業内容 |
|----|--------|--|
| 1 | 受入点検 | 受入検査では、車両を受領書（官側様式）によって受領して当該車両の識別（自動車登録番号又は車両番号，車台番号，品名）数量等を確認し，目視による外観点検を行う。 |
| 2 | 洗浄及び清掃 | 洗車機器等によって，車両に付着している泥土などを除去する。 |
| 3 | 分解点検 | <p>分解点検では，要修理品を使用可能状態に復元するために必要な構成品の部品番号及び数量を確認したのち，次のa)～c)を基準として点検又は試験を行い，使用可能品，要交換品，要修理品及び欠陥品の別に分類するほか，要修理品については，要修理箇所及び修理方法を確認する。また，分解した部品等は，要交換品（洗浄不要）を除き，新品と同等の清浄度を保持するために必要な洗浄を行う。</p> <p>a) 使用可能品 使用可能品とは，点検又は試験の結果不具合がなく再使用可能なもの</p> <p>b) 要交換品 要交換品とは，調達要領指定書で交換を指定したもの及び点検又は試験の結果使用不能のもの</p> <p>c) 要修理品 要修理品とは，調達要領指定書で修理を指定したもの及び点検又は試験の結果修理によって再使用することが適当であるもの</p> |
| 4 | 修理 | 本来の機能を発揮できない車両の部位，部品等を交換，加工，組立て，調整等の整備作業を実施して，本来の機能に修復する。 |
| 5 | 交換 | 部品の取替えを行い，取替え後の組立調整を実施して，本来の機能に修復する。 |
| 6 | 組立調整 | 分解，修理，交換等により規定の機能が発揮できる良好な部品等を総体的に組み付け，スキャンツール等で機能調整したのち，最良の性能が得られるよう各部を調整する。 |
| 7 | 塗装 | 車両の塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，極力部分塗装を実施する。 |

| | | |
|---------|-----------------|-------------|
| 調達要領指定書 | 調達要求番号 | 57CL1A10078 |
| | 調達要求年月日 | 令和7年12月10日 |
| | 作成部課 | 第382施設中隊管理隊 |
| | 作成年月日 | 令和7年12月4日 |
| 品名 | 道路運送車両法適用車両外注整備 | |
| 仕様書番号 | GW-D901701D | |

指定事項：

1 3.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、「定期点検整備（特定自主検査12カ月）」とする。

2 3.3 整備の作業方式

形状（図案）は、別図に示す図案とする。

標準作業は、次に示す表-1の補足を示すものを除き、GW-D901701D 表1-標準作業表のとおりとする。

表-1 標準作業表の補足

| 工程 | 作業内容 |
|----|---|
| 2 | 洗浄及び清掃 官側で実施する。 |
| 5 | 交換 本役務では4 3.5 使用部品・材料に示す部品の交換のみとし、交換が必要な部品については見積書をもって官側に通知する。 |
| 7 | 塗装 実施しない。 |

3 3.4 整備対象品

駐屯地整備車（ヤンマー建機 V3-7） 1台

4 3.5 使用部品・材料

使用部品については、次に示すとおりとする。

a) 消耗部品

表-2 消耗部品表

| 項目 | 部品番号 | 品名 | 個数 |
|--------------|--------------|-------------|----|
| エンジンオイルフィルター | 129150-35160 | フィルター80×80L | 1 |
| 作動油戻しフィルター | 172527-73870 | フィルターエレメント | 1 |
| 燃料フィルター | 129A00-55800 | フィルターエレメント | 1 |
| エアフィルター | 1A8240-05110 | エレメント（アウター） | 1 |
| HSTフィルター | 172652-73770 | フィルターエレメント | 1 |
| プレフィルター | 129A00-55730 | フィルターエレメント | 1 |

b) 油脂類

表-3 油脂類表

| 補給箇所 | オイルの種類 | 品名 | 規定量 (L) | 交換量 (L) |
|-----------|---------|------------------|--------------|--------------|
| エンジンオイルパン | エンジンオイル | SEA 10W DH-2 | 5.1 | 4.7 |
| | | SEA 10W-30 DH-2 | | |
| | | SEA 15W-40 DH-2 | | |
| トランスファー | ギアオイル | TFプレミアム | リヤアスクールと共用 | |
| 作動油系 | 油圧作動油 | ISO VG46 | 42 | 42 |
| アスクール | ギアオイル | TFプレミアム | 前6.5 後8.5 | 前6.5 後8.5 |
| ピン類 | グリース | リチウム系EPグリースNo. 2 | - | - |

c) 保安部品

保安部品については、必要と認められる場合のみ交換する。

表-4 保安部品表

| 番号 | 定期交換部品 | 個数 |
|-----|------------------------------------|----|
| 1 | 燃料ホース (燃料タンク～プレフィルター) | 1 |
| 2 | 燃料ホース (プレフィルター～フィードポンプ) | 1 |
| 3 | 燃料ホース (フィードポンプ～燃料フィルター) | 1 |
| 4 | 燃料ホース (燃料フィルター～燃料タンク) | 1 |
| 5 | 燃料ホース (燃料フィルター～サプライポンプ) | 1 |
| 6 | 燃料ホース (サプライポンプ～燃料フィルター) | 1 |
| 7 | ステアリングホース (ステアリングユニット～油圧ポンプ) | 1 |
| 8 | ステアリングホース (ステアリングユニット～作動油タンク) | 1 |
| 9-1 | ステアリングホース (ステアリングシリンダー～ステアリングユニット) | 1 |
| 9-2 | ステアリングホース (ステアリングシリンダー～ステアリングユニット) | 1 |
| 10 | ステアリングシリンダー (パッキンシール～Oリング) | 1 |
| 11 | リフトシリンダーホース (コントロールバルブ～リフトシリンダー) | 4 |
| 12 | バケットシリンダーホース (コントロールバルブ～バケットシリンダー) | 2 |

4 5.3 車両の授受の場所

本役務に限り、車両の授受の場所は次のとおりとする。

陸上自衛隊富山駐屯地

住所 富山県砺波市鷹栖出935

5 5.4 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

a) 着手届 (着手前に提出)

b) 完了届 (完了後速やかに提出)

- c) 労働安全衛生法及び関係法令等に基づく検査書類（検査標章を含む。）
- d) その他、官側が指示するもの。

6 その他の指示

- a) 官側は、整備を円滑に実施ために必要と認められた場合のみ、整備場所として陸上自衛隊富山駐屯地整備工場を契約相手側に提供する。
- b) 整備場所を提供する場合、契約相手側は、作業等に必要ない場所以外の立入を禁ずる。
- c) 整備場所を提供する場合、作業時に駐屯地施設及び物品等に対し損害を与えた場合は、契約相手側において賠償しなければならない。
- d) 本役務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩、利用及び提供してはならない。
- e) 本役務の内容に関して疑義を生じた場合は契約担当官等と協議するものとする。

見積書

| | |
|-----------|---|
| 件名リスト一連番号 | 4 |
|-----------|---|

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

| 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
|-----------------|---------|-------------|--------|----|----|
| 道路運送車両法適用車両外注整備 | 仕様書のとおり | 式 | 1 | | |
| | 以下余白 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 納入(履行)場所 | 富山駐屯地 | 納期(履行期限) | 8.1.30 | | |
| 契約保証金 | (免除) | 入札(見積)書有効期間 | | | |

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承知のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年1月8日

分任契約担当官

陸上自衛隊富山駐屯地

第336会計隊富山派遣隊長 野村 尚平 殿

住所

会社名

代表者名

※お手数ですが、上記金額の内訳を様式随意で添付お願いします。

市場価格調査書

| | |
|-----------|---|
| 件名リスト一連番号 | 4 |
|-----------|---|

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

| 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 |
|-----------------|---------|-------------|--------|----|----|
| 道路運送車両法適用車両外注整備 | 仕様書のとおり | 式 | 1 | | |
| | 以下余白 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 納入(履行)場所 | 富山駐屯地 | 納期(履行期限) | 8.1.30 | | |
| 契約保証金 | (免除) | 入札(見積)書有効期間 | | | |

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承知のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊富山駐屯地

第336会計隊富山派遣隊長 野村 尚平 殿

住 所

会 社 名

代表者名

【重要】※お手数ですが、上記金額の内訳を様式随意で添付お願いします。